平成２９年（フ）第４０号
長野県上田市踏入２丁目16番６号　鈴木住宅H号
債務者　兵藤せい子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第４４号
長野県上田市上野1100番地55
債務者　高池　淳子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第５３９号
愛知県春日井市高蔵寺町北１丁目163番地ホワイトメゾン高蔵寺Ｂ棟201号
債務者　水越真奈美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９６号
名古屋市港区宝神２丁目2304番地　コーポ稲永南４－Ａ号、従前の住所名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地３棟611号
債務者　熊崎　　功
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１号
三重県伊賀市緑ケ丘南町3865番地の10　緑ハイツ１－１
債務者　大橋　正則
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第１０４号
兵庫県伊丹市昆陽池１丁目46番地１　102号、旧住所兵庫県伊丹市瑞原３丁目69番地４
債務者　焼鳥鳥富久こと　冨田　裕久
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
兵庫県川西市東畦野２丁目３番40号
債務者　坂下　健伍
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
兵庫県宝塚市中野町14番16号
債務者　山中麻梨子
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
兵庫県宝塚市小浜２丁目４番３号
債務者　皆倉　顕誠
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１１９号
兵庫県宝塚市小浜２丁目４番３号
債務者　皆倉　倫衣
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
奈良県香芝市畑464番地３
債務者　降幡　真人
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
奈良県大和高田市礒野新町２番１―307号ワシントンアヴェニュー
債務者　松山　勇希
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
奈良県橿原市北八木町１丁目３番３号　プレリュードマルオカ507
債務者　柳　　尚寛
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４２５号
広島市南区丹那新町14番12号　筒井荘
債務者　一休こと　峠岡　優明
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４５号
広島市東区牛田東１丁目18番５号
債務者　吉田　夏樹
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７９号
広島市南区東雲２丁目12番15―101号
債務者　和田　竹子
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３号
徳島県鳴門市大津町矢倉字参の越35番地　市営住宅Ｊ棟１号
債務者　西口　太朗
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
徳島地方裁判所民事部